

# 1

## 通級による指導を 理解する

1	特別支援教育	1
2	通級による指導の制度	3
3	特別の教育課程の編成	5
4	個別の教育支援計画と個別の指導計画	10
5	自立活動の指導	12
6	評価, 単位認定の方法	14

1 通級による指導を  
理解する

## 1 特別支援教育

## Keyword

共生社会 インクルーシブ教育システム 合理的配慮  
連続性のある多様な学びの場 個別の教育的ニーズ

## 1 特別支援教育とは

通級による指導を理解するためには、まず特別支援教育について理解することが大切です。特別支援教育の理念は、以下の通りになります。

- 障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。
- 知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるもの。
- 障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるもの。

[特別支援教育の推進について（通知）（平成19年4月1日）]より作成

平成24年の文部科学省の調査では、知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた通常の学級に在籍する児童生徒の割合は約 **6.5%**とされており、その他にも教育的支援を必要としている児童生徒が数多くいる可能性が述べられています。今や、特別支援教育に対する知識や理解は、校種に関わらず、全ての教員にとって必要なものとなっています。

障害が原因とみられる（可能性を含む）困難等により支援を必要とする生徒（以下、支援を必要とする生徒）が周囲の生徒と共に学ぶためにも、特別支援教育の充実が求められています。

## 2 インクルーシブ教育システムの構築

「共に学ぶ」はインクルーシブ教育システムを理解する上での重要なキーワードです。

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（平成24年7月）では、以下についての重要性が述べられています。

- **合理的配慮**及びその基礎となる環境整備
- **多様な学びの場**の整備と学校間連携等の推進
- 教職員の専門性向上等

## 3 学校における「合理的配慮」とは

平成28年に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」で

は、障害者も含めた国民一人一人が、それぞれの立場において差別の解消に向けた具体的な取組を自発的に行うことを促しており、共生社会の実現を目指し合理的配慮を行うことなどを求めています。

このことを踏まえて、学校現場においては、一人一人の教育的ニーズに応じた合理的配慮の提供が求められており、支援を必要とする生徒が通常の学級で学習に参加するために必要な支援は何なのか、学校全体で考えていく必要があります。学校で行われている合理的配慮には以下のようなものがあります。

#### ○ 授業における合理的配慮の例

- ・ 全体に指示をした後に個別に指示を繰り返す。分からないことはないか確認する。
- ・ 抽象的であいまいな指示をせず、具体的で端的な指示をする。視覚的情報も活用する。
- ・ 座席を前の方に配置し、黒板が見やすいようにする。
- ・ 穴埋め式のワークシートを作成し、文章を書く量を軽減する。
- ・ 教科書やプリントにルビを振ったり文節を区切ったりする。 等

#### ○ 学校生活における合理的配慮の例

- ・ 一日のスケジュールを朝の会等で示し、見通しを持たせる。
- ・ 感情的になった際に、相談室や保健室を利用できるよう事前に決めておく。
- ・ 連絡事項の内容を1対1で確認する。大事な予定についてはメモ帳等に記入させる。 等

〔「インクルーシブ教育システム構築支援データベース」国立特別支援教育総合研究所〕より作成

※合理的配慮について詳しく知りたい場合は、平成30年度専門研究特別支援教育研究グループの研究成果物「ともまなびガイド」をご覧ください。

平成30年度 研究成果物「ともまなびガイド」

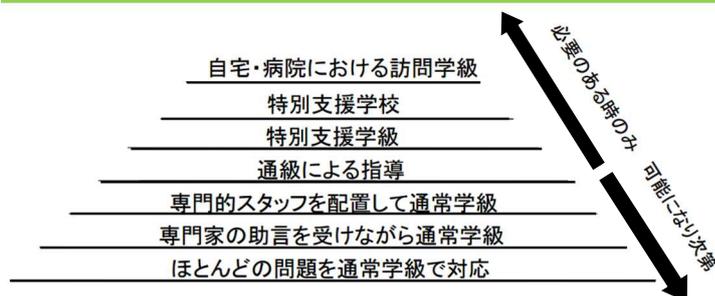
## 4 連続性のある多様な学びの場とは

障害のある子供と障害のない子供が同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある子供に対し、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供できる多様で柔軟な仕組みを整備することが重要であることや、**連続性のある多様な学びの場**を用意しておくことが必要であるとの考え方が示されました。

義務教育段階では、下図のように通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の整備が進んでいます。

平成30年度より高等学校における通級による指導が導入されたことによって、高等学校にも多様な学びの場の一つが新たにできたこととなります。このことによって、小中学校において通級による指導を受けてきた生徒に対して、高等学校でも引き続き、大部分は通常の学級での学習を受けつつ、一部特別な指導を受ける機会が提供されることとなり、小・中学校等からの学びの連続性を確保することにつながりました。

### 〈参考〉日本の義務教育段階の多様な学びの場の連続性



〔共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)(平成24年7月)参考資料4〕より

1 通級による指導を  
理解する

## 2 通級による指導の制度

## Keyword

指導の形態 障害に応じた特別の指導 特別の教育課程  
指導の対象となる生徒 自立活動に相当する指導

## 1 指導の形態

通級による指導は、支援を必要とする生徒が各教科等の大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業について、「通級指導教室」といった特別な場で受ける指導形態のことです。「通級指導教室」では、個別指導を中心とした障害に応じた特別の指導を行います。指導の形態には、以下の3つがあります。

自校通級	生徒が在学する学校において指導を受ける。
他校通級	他の学校に週に何単位時間か定期的に通級し、指導を受ける。
巡回指導	通級による指導の担当教師が該当する生徒がいる学校に赴き、又は複数の学校を巡回して指導を行う。

## 2 指導の対象となる生徒

通級による指導の対象となる生徒については、以下のように規定されています。

言語障害者、自閉症者、情緒障害者、弱視者、難聴者、学習障害者、注意欠陥多動性障害者、その他障害のある者※で、この条の規定により特別の教育課程による教育を行うことが適当なもの

[学校教育法施行規則第140条]より

※「その他障害のある者」とは、肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者とされています。

これらの障害のある生徒のうち、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度の者になります。通級による指導を実施するかどうかの判断においては、生徒自身や保護者の意向を確認しながら、医学的な診断の有無のみにとらわれないよう留意し、総合的に判断する必要があります。

## 3 指導の内容

高等学校における通級による指導では、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導として、特別支援学校高等部学習指導要領第6章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行います。個々の障害に応じた特別な指導を行うため、生徒の実態把握に基づき、指導すべき課題を明確にすることによって、指導のねらい及び指導内容を設定し、自立活動の個別の指導計画を作成する必要があります。

通常の教科指導との大きな違いは、具体的な指導内容があらかじめ学習指導要領に定められていないということです。生徒の実態や教育的ニーズに応じて、指導内容を検討していくことが重要です。

特に必要があるときは、障害の状態に応じて、各教科の内容を取り扱いながら行うことができます。ただし、この場合には、当該教科の免許状を有する教員も参画して個別の指導計画の作成や指導を行うことが望

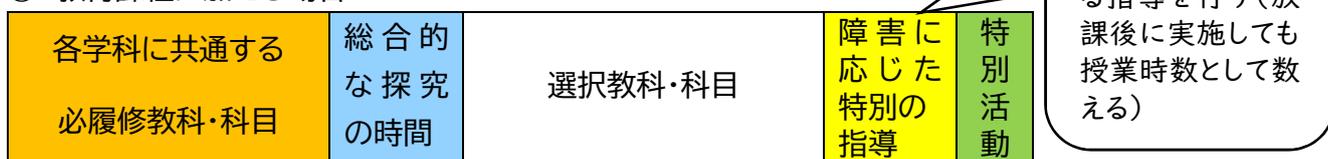
ましいとされています。単なる各教科の遅れを補充するための指導とはならないよう留意する必要があります。

#### 4 特別の教育課程

通級による指導を行う場合には、学校教育法施行規則第140条及び第141条を根拠として、**特別の教育課程**を編成することができます。小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校においては、障害に応じた特別の指導を教育課程に加えるか、その一部に替えることができます。

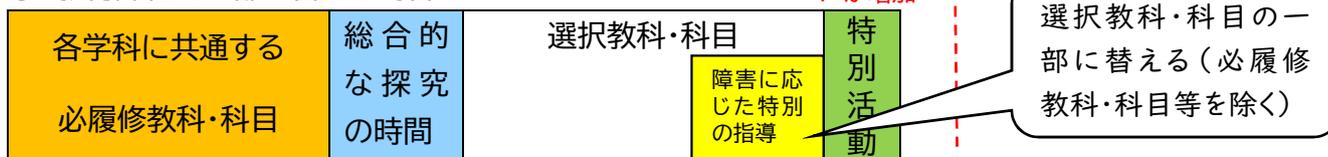
高等学校では、**年間 7 単位を超えない範囲**で在学する高等学校等が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができます。

##### ① 教育課程に加える場合



通常の教育課程に加えて通級による指導を行う(放課後に実施しても授業時数として数える)

##### ② 教育課程の一部に替える場合



選択教科・科目の一部に替える(必履修教科・科目等を除く)

通級による指導を教育課程に加える場合は、放課後等の授業のない時間帯に実施します。この場合、他の生徒と比べ、**対象生徒の授業時数が増加**することになるため、対象生徒の負担や心理的な抵抗感に配慮する必要があります。

通級による指導を教育課程の一部に替える場合は、**選択教科・科目の中の一部に替えて履修**することになります。通級による指導を受けたことにより、「替える」対象となる教科等を受けたこととみなすことはできません。

この場合、全体の授業時数は増加しませんが、他の生徒が選択科目の授業を受けている時間帯に通級による指導を受けることとなります。そのため、対象生徒の心理的抵抗感への配慮に加え、他の生徒への説明等が必要となります。なお、科目の名称を工夫して、生徒の心理的抵抗感に配慮している学校もあります。

一方、高等学校においては、**替えることのできない教科・科目等**があります。これらを踏まえて教育課程を編成する必要があります。

学科	替えることができない教科・科目等
普通科	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 必履修教科・科目</li> <li>○ 総合的な探究の時間及び特別活動</li> </ul>
専門学科	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 必履修教科・科目</li> <li>○ 総合的な探究の時間及び特別活動</li> <li>○ 全ての生徒が履修する専門教科・科目</li> </ul>
総合学科	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 必履修教科・科目</li> <li>○ 総合的な探究の時間及び特別活動</li> <li>○ 産業社会と人間</li> </ul>

**Key word**

特別の教育課程 加える場合 替える場合  
全日制普通科 専門学科 総合学科 定時制普通科

ここでは、高等学校における特別の教育課程について、編成する際の留意事項を学科や設置課程ごとに例示します。通級による指導を通常の教育課程に「加える」か「替える」か、また「替える」場合は何と「替える」かについて、生徒の進路希望や部活動の状況等を考慮に入れながら検討することが大切です。なお、障害に応じた特別の指導を選択教科・科目として設定することはできません。また、学校設定教科・科目としてソーシャルスキルに関する内容等が実施されている例がありますが、通級による指導として行う自立活動とは目的が異なり、障害に応じた特別の指導とは別の指導となります。

(1) 全日制普通科の場合

～全日制普通科の教育課程(例)～

1 年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
	必履修教科・科目																												探究の時間 総合的な 学習の時間	LHR	
2 年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
	必履修教科・科目														必履修以外の教科・科目														探究の時間 総合的な 学習の時間	LHR	
3 年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
	必履修教科・科目								必履修以外の教科・科目																						探究の時間 総合的な 学習の時間

全日制普通科において、通級による指導を実施する場合は**必履修教科・科目等**のほか、**総合的な探究の時間**に「替える」ことはできません。

～特別の教育課程(例)～

通級による指導を1年次は2単位時間、放課後に行い、2年次、3年次には2単位時間、通常の授業時間帯に行う場合

1 年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
	必履修教科・科目																												探究の時間 総合的な 学習の時間	障害に応じた 特別の指導	LHR	
2 年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		
	必履修教科・科目														必履修以外の教科・科目														探究の時間 総合的な 学習の時間	障害に応じた 特別の指導	LHR	
3 年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		
	必履修科目								必履修以外の教科・科目																						探究の時間 総合的な 学習の時間	障害に応じた 特別の指導

2単位時間  
「加える」場合

2単位時間  
「替える」場合

2単位時間  
「替える」場合

(2) 専門学科の場合

～専門学科の教育課程(例)～

1 年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
	必履修教科・科目																		専門教科・科目										探究の時間 LHR	LHR
2 年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
	必履修教科・科目											必履修以外の教科・科目							専門教科・科目										探究の時間 LHR	LHR
3 年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
	必履修教科・科目							必履修以外の教科・科目										専門科目										探究の時間 LHR	LHR	

農業、工業、商業等、専門教育を主とする学科においては、通級による指導を**必履修教科・科目等**のほか、**総合的な探究の時間、全ての生徒に履修させる専門教科・科目**に「替える」ことはできません。専門教科・科目について「全ての生徒に履修させる単位数は、25単位を下らないもの」とされていますので、通級による指導を通常の教育課程に「替える」ことのできる選択教科・科目の数が他の学科に比べて少ないことに留意する必要があります。

～特別の教育課程(例)～

通級による指導を1年次、2年次は1単位時間、放課後に行い、3年次は2単位時間、通常の授業時間帯に行う場合

1 年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	必履修教科・科目																		専門教科・科目										探究の時間 LHR	特別の指導 かきこむ時間	LHR
2 年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	必履修教科・科目											必履修以外の教科・科目							専門教科・科目										探究の時間 LHR	特別の指導 かきこむ時間	LHR
3 年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
	必履修教科・科目							必履修以外の教科・科目										専門教科・科目										探究の時間 LHR	障害に応じた 特別の指導		

↑ 1単位時間「加える」場合

↑ 1単位時間「加える」場合

↑ 2単位時間「替える」場合

### (3) 総合学科の場合

～総合学科の教育課程(例)～

1 年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
	必履修教科・科目																										産業社会 と人間	総合的な 探究の時間	LHR		
2 年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
	必履修科目											必履修以外の教科・科目															総合的な 探究の時間	LHR			
3 年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
	必履修教科・科目					必履修以外の教科・科目																									総合的な 探究の時間

総合学科においては、必履修教科・科目等のほか、総合的な探究の時間、「産業社会と人間」に「替える」ことはできません。

～特別の教育課程(例)～

通級による指導を1年次,2年次は2単位時間,放課後に行い,3年次は2単位時間,通常の授業時間帯に行う場合

1 年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	
	必履修教科・科目																										産業社会 と人間	総合的な 探究の時間	障害に応じた 特別の指導	LHR			
2 年次		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
		必履修教科・科目											必履修以外の教科・科目															総合的な 探究の時間	障害に応じた 特別の指導	LHR			
3 年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30			
	必履修教科・科目					必履修以外の教科・科目																									総合的な 探究の時間	障害に応じた 特別の指導	LHR

2 単位時間  
「加える」場合

2 単位時間  
「加える」場合

2 単位時間  
「替える」場合

#### (4) 定時制普通科・専門学科の場合

～定時制の教育課程(例)～

1年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
	必履修教科・科目																		探究の時間	総合的な LHR
2年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
	必履修教科・科目														必履修以外の教科・科目				探究の時間	総合的な LHR
3年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
	必履修教科・科目										必履修以外の教科・科目								探究の時間	総合的な LHR
4年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
	必履修教科・科目				必履修以外の教科・科目														探究の時間	総合的な LHR

「替える」ことができない教科・科目等

<定時制普通科>

- 必履修教科・科目
- 総合的な探究の時間

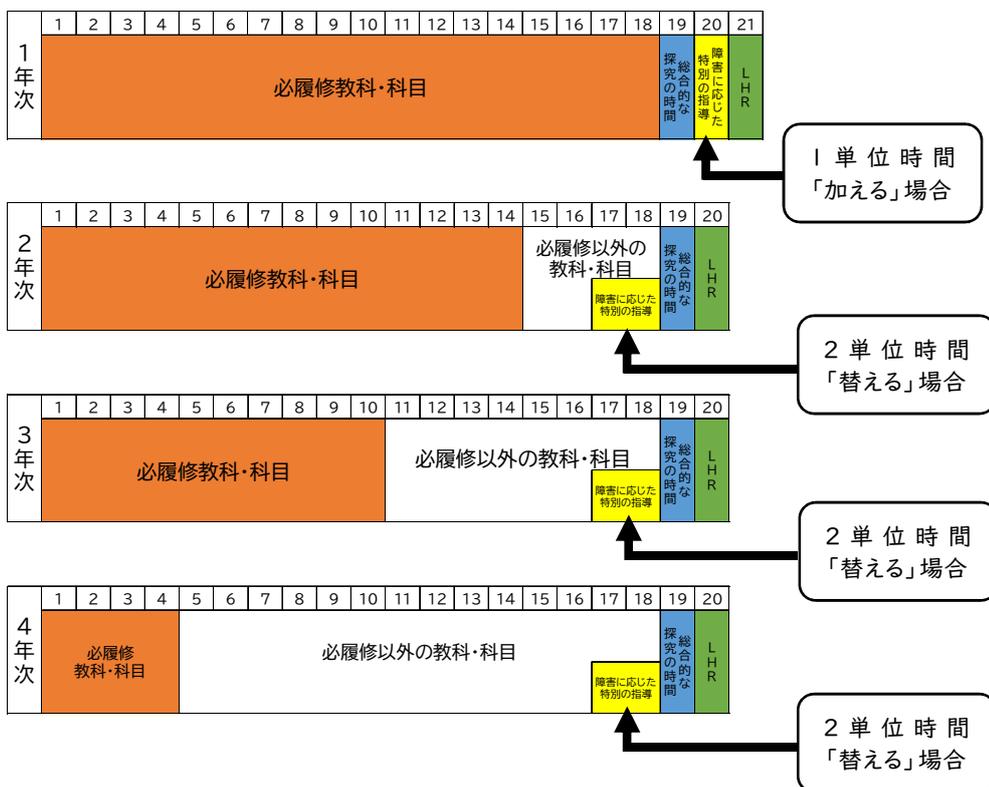
<定時制専門学科>

- 必履修教科・科目
- 総合的な探究の時間
- 全ての生徒が履修する専門教科・科目

定時制の高等学校の修業年数は4年が原則となっていますが、「三修制」や「単位制」を取り入れている学校等、様々なタイプの学校があります。始業時間や終業時間が、昼間部や夜間部、多部制等でそれぞれ異なるため、通級による指導を通常の教育課程に「加えて」実施する場合は、通級による指導の実施に適切な時間帯を検討した上で、編成する必要があります。

～特別の教育課程(例)～

通級による指導を1年次は1単位時間、放課後に行い、2～4年次は2単位時間、通常の授業時間帯に行う場合



### 履修の例

- ① 3年間で3単位履修
- ② 2年間で2単位履修
- ③ 2年間で1単位履修
- ④ 3年間で1単位履修



#### ① 3年間で3単位履修

- 1年次の4月から行う場合には、中学校からの支援内容を事前に引き継ぐ必要があります。中学校で通級による指導を受けてきた生徒に対して、継続的な指導を行うことができます。
- すぐに指導を開始するので、入学前に特別の教育課程の編成や指導内容、生徒や保護者との合意形成の回り方等について、十分に検討する必要があります。

#### ② 2年間で2単位履修

- 2年次から開始する場合、1年次は生徒の学習・生活状況の把握を行い、生徒や保護者と合意形成を図ってから通級による指導の試行を行うことができます。このように実践している高等学校の例が全国にあります。

#### ③ 2年間で1単位履修      ④ 3年間で1単位履修

- 年度途中から実施となる場合です。1年次と2年次で35単位時間、1年次と2年次、3年次で35単位時間というように、年次にわたる授業時数を合算して単位の修得の認定を行います。

1 通級による指導を  
理解する

## 4 個別の教育支援計画と個別の指導計画

## Keyword

個別の教育支援計画      個別の指導計画  
PDCAサイクル

通級による指導を受けている生徒には「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」を作成・活用する必要があります。高等学校学習指導要領には、以下のように示されています。

通級による指導を受ける生徒については、個々の生徒の障害の状態等の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。

[高等学校学習指導要領(平成30年告示)第1章総則第5款2(1)ウの一部]より

## 1 個別の教育支援計画

個別の教育支援計画については、高等学校学習指導要領解説総則編に以下のように示されています。

平成15年度から実施された障害者基本計画においては、教育、医療、福祉、労働等の関係機関が連携・協力を図り、障害のある生徒の生涯にわたる継続的な支援体制を整え、それぞれの年代における生徒の望ましい成長を促すため、個別の支援計画を作成することが示された。この個別の支援計画のうち、幼児児童生徒に対して、教育機関が中心となって作成するものを、個別の教育支援計画という。

[高等学校学習指導要領(平成30年告示)解説総則編]より（下線は作成者による）

支援を必要とする生徒に対しては、保護者や医療、福祉、保健、労働等の関係機関と連携しながら、長期的な視点で支援を行っていくことが大切です。個別の教育支援計画を作成することによって、学校関係者だけでなく、保護者や関係機関とも生徒に関する情報共有を行うことができます。また、個別の教育支援計画を進学先や就職先へ引き継ぐことによって、生徒に対して継続した支援を行うことができます。

## 個別の教育支援計画に記載される内容例

- |               |                                   |
|---------------|-----------------------------------|
| ○ 学習の様子       | ○ 生活の様子                           |
| ○ 本人・保護者の願い   | ○ 学校での支援、指導内容                     |
| ○ 合理的配慮の提供の状況 | ○ 関係機関との連携                      等 |

個別の教育支援計画は個別の指導計画を作成する際の材料の一つとなります。様式については各学校で検討して作成します。

※2章「具体的指導内容をイメージする」〈イメージ9～10〉に様式の例を載せています。

## 2 個別の指導計画

「個別の指導計画」については、高等学校学習指導要領解説総則編に以下のように示されています。

個別の指導計画は、個々の生徒の実態に応じて適切な指導を行うために学校で作成されるものである。個別の指導計画は、教育課程を具体化し、障害のある生徒など一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細やかに指導するために作成するものである。

[高等学校学習指導要領(平成30年告示)解説総則編]より

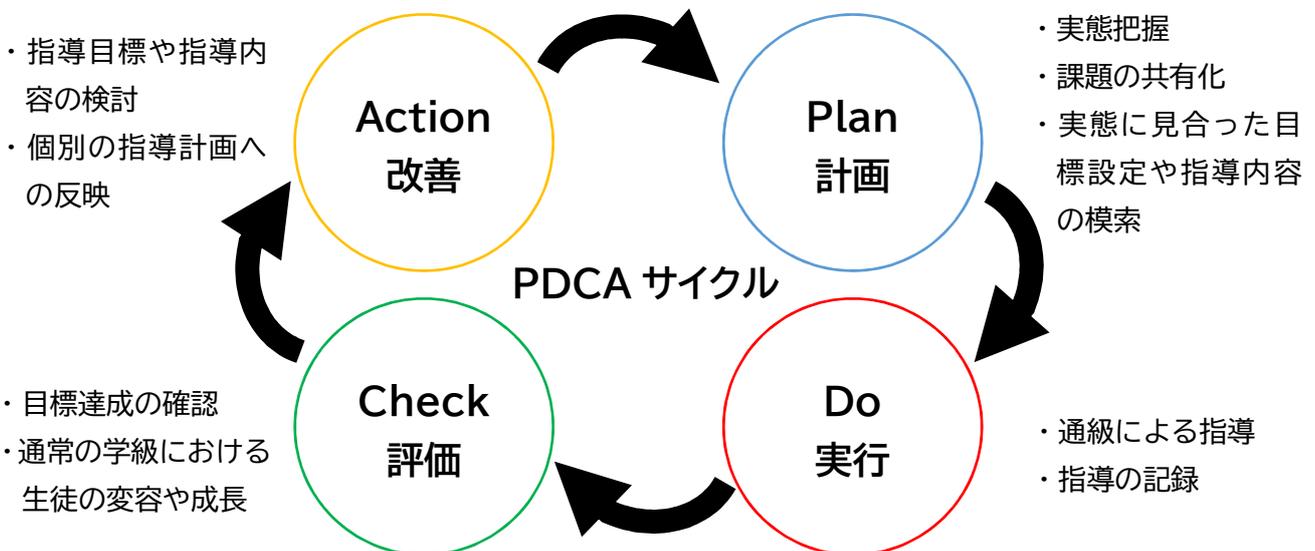
個別の指導計画には、生徒や保護者の願い、指導目標、指導内容、指導の評価、次年度への課題等を記載します。指導の経過の共有や、生徒に対する計画的・継続的な指導につなげることに活用できます。

通級による指導に係る単位の修得の認定は、個別の指導計画に記載される評価によって行われます。また、個別の指導計画の写しを、指導要録の様式に添付することで指導要録への記入に替えることができます。

### 個別の指導計画の評価・改善

個別の指導計画を作成し、その計画に基づいて通級による指導を行います。作成後は、学期ごとに設定した指導目標や指導内容が適切だったかを振り返り(評価)、改善していくことが望ましいです。

計画(Plan)－実践(Do)－評価(Check)－改善(Action)のPDCAサイクルによる見直しを行います。



### 個別の教育支援計画, 個別の指導計画の引継ぎ

個別の教育支援計画は、関係機関と共有したり、進学先の学校へ引き継いだりすることでその目的を果たすことができます。

一方で、その内容には多くの個人情報を含むため、本人や保護者の同意なく、第三者に提供することはできません。このため、計画を作成する際に、本人や保護者に対し、その趣旨や目的をしっかりと説明して理解を得、第三者に引き継ぐ旨についてあらかじめ同意を得ておくことが必要です。また、あらかじめ同意を得ているとしても、実際に第三者に提供する際には、本人や保護者とともに引き継ぐ内容を確認することで、互いの考えや思いを共有することができ、よりよい引継ぎができます。

同様に、個別の指導計画を引き継ぐ際にも、個人情報の保護に配慮する必要があります。

[「発達障害を含む障害のある幼児生徒に対する教育支援体制ガイドライン」(H29.3 文部科学省)]より

**Keyword**

自立活動に相当する指導      自立活動の内容「6区分27項目」  
「オーダーメイド」の指導

1 自立活動の指導とは

通級による指導については、高等学校学習指導要領に以下のように示されています。

障害のある生徒に対して、学校教育法施行規則第140条の規定に基づき、特別の教育課程を編成し、障害に応じた特別の指導（以下「通級による指導」という。）を行う場合には、学校教育法施行規則129条の規定により定める現行の特別支援学校高等部学習指導要領第6章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。その際、通級による指導が効果的に行われるよう、各教科・科目等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする。

[高等学校学習指導要領(平成30年告示)第1章総則第5款2(1)イ]より

通級による指導は、特別支援学校高等部学習指導要領を参考として自立活動に相当する指導をします。支援を必要とする生徒はその障害によって学習場面や日常生活において様々なつまずきや困難が生じるため、他の生徒と同様に、発達段階に即した教育をするだけでは十分とは言えません。個々の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために行う指導が自立活動です。

生徒の実態は様々です。生徒の障害の状態や発達段階に応じて、必要な項目を「6区分27項目」から選定します。個々の生徒の指導目標や指導内容がそれぞれ異なることから、自立活動は「オーダーメイドの指導」と言われています。

自立活動の内容「6区分27項目」

区分	項目・指導内容
1 健康の保持	(1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関すること ・生活のリズムの習得(体温の調節, 覚醒と睡眠等) ・生活習慣の形成(食事, 排泄等) ・健康な生活習慣の形成(衣服の調整, 室温の調整, 換気, 清潔の保持等)
	(2) 病気の状態の理解と生活管理に関すること ・病気の理解と自己管理(病気の予防, 服薬の理解や管理等)
	(3) 身体各部の状態の理解と養護に関すること ・部位の適切な保護 ・症状の進行の防止
	(4) 障害の特性の理解と生活管理に関すること ・自己の障害の理解 ・自己の行動や感情の調整
	(5) 健康状態の維持・改善に関すること ・健康の自己管理(適度な運動, 食生活と健康についての学習等)

2 心理的な安定	(1)	情緒の安定に関すること ・情緒のコントロール(気持ちの表現,クールダウンの方法等)
	(2)	状況の理解と変化への対応に関すること ・場所や場面の状況の理解 ・変化への対応の仕方の習得
	(3)	障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること ・障害の状態への理解や受容 ・主体的に障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服しようとする意欲
3 人間関係の形成	(1)	他者とのかかわりの基礎に関すること ・人に対する信頼感 ・他者からの働き掛けの受容
	(2)	他者の意図や感情の理解に関すること ・他者の意図や感情の理解と場に応じた行動
	(3)	自己の理解と行動の調整に関すること ・自分の得意不得意や行動の特徴の理解 ・集団の中での状況に応じた行動
	(4)	集団への参加の基礎に関すること ・集団に参加するための手順やきまりの理解
4 環境の把握	(1)	保有する感覚の活用に関すること ・視覚,聴覚,触覚,嗅覚,固有覚,前庭覚などの活用
	(2)	感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること ・自己の感覚の過敏さや認知の偏りの理解,適切な対応
	(3)	感覚の補助及び代行手段の活用に関すること ・各種の補助機器の活用 ・他の感覚や機器での代行
	(4)	感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関すること ・情報を収集,環境の状況を把握,適切な判断や行動
	(5)	認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること ・ものの機能や属性,形,色,音が変化する様子,空間・時間等の概念の形成
5 身体の動き	(1)	姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること ・姿勢保持(臥位,座位,立位等),運動と動作(上肢・下肢)
	(2)	姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること ・補助器具等の補助的手段の活用
	(3)	日常生活に必要な基本動作に関すること ・基本的動作の習得(食事,排泄,衣服の着脱,洗面,入浴等の身辺処理) (書字,描画等の学習のための動作)
	(4)	身体の移動能力に関すること ・日常的に必要な移動能力の向上(自力での身体移動や歩行,歩行器,車いす等)
	(5)	作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること ・手指の巧緻性や持続性,作業を円滑に遂行する能力の向上
6 コミュニケーション	(1)	コミュニケーションの基礎的能力に関すること ・コミュニケーションの基礎的能力の習得(表情,身振り,機器の活用等)
	(2)	言語の受容と表出に関すること ・相手の意図の受容,自分の考えの伝達
	(3)	言語の形成と表出に関すること ・コミュニケーションを通じた言語の概念の形成
	(4)	コミュニケーション手段の選択と活用に関すること ・コミュニケーション手段の選択と活用(話し言葉,各種の文字・記号,機器等)
	(5)	状況に応じたコミュニケーション手段に関すること ・場や相手の状況に応じたコミュニケーションの展開

[特別支援学校教育要領・学習指導要領(平成30年告示)解説 自立活動編]より作成

**Keyword**

通級による指導の評価

単位の修得の認定

1 通級による指導の評価

**通級による指導の評価は、学習した内容や成長の様子を、個別の指導計画に文章で記述します。**

個別の指導計画に設定した指導目標や指導内容について定期的に評価を行います。評価は通級指導担当教員が中心となって行いますが、ホームルーム担任や特別支援教育コーディネーター、教科担任等と共通理解し、今後の指導の改善を図ることが大切です。

個別の指導計画への記入例

年間指導目標	自分に合った学習方法を習得し、漢字表記の文章を正しく読み書きできる。	
	前期	後期
指導目標	タブレット端末を活用して、漢字を正しく読み書きする方法に慣れる。	タブレット端末を活用して、漢字を正しく読み書きする方法を習得する。
指導内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漢字の構成要素に注目し、漢字を正しく読み書きする。</li> <li>・タブレット端末を活用し、漢字表記の文章を正しく読み書きできる方法を習得する。</li> </ul>	
評価	タブレット端末の音声アプリの使い方を示した手順表を見ながら操作し、漢字表記の文章を読み書きすることができた。通級による指導で学習した方法を使って教科の宿題に取り組み、期日を守って提出できたと通級指導担当教員にうれしそうに報告する回数が増えてきた。	タブレット端末の音声アプリの使い方を覚え、手順表がなくても操作し、漢字の読み書きを調べ、漢字を正しく用いて文章を書くことができるようになった。
年間評価	タブレット端末の活用方法を習得し、自分で分からない漢字を調べて課題に取り組む力が身に付いた。	

※指導要録等の記載については、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について(通知)」(平成31年3月)で以下のように示されました。

通級による指導を受けている児童生徒について、個別の指導計画を作成しており、通級による指導に関して記載すべき事項が当該指導計画に記載されている場合には、その写しを指導要録の様式に添付することをもって指導要録への記入に替えることも可能とするなど、その記述の簡素化を図ることとしたこと。

## 2 単位の修得の認定

高等学校学習指導要領では、通級による指導の単位の認定について次のように示されています。

学校においては、生徒が学校の定める個別の指導計画に従って通級による指導を履修し、その成果が個別に設定された指導目標からみて満足できると認められる場合には、当該学校の単位を修得したことを認定しなければならない。 [高等学校学習指導要領(平成30年告示)第1章総則第5款2(1)イ(ア)]より

学校においては、生徒が通級による指導を2以上の年次にわたって履修したときは、各年次ごとに当該学校の単位を修得したことを認定することを原則とする。ただし、年度途中から通級による指導を開始するなど、特定の年度における授業時数が、1単位として計算する標準の単位時間に満たない場合は、次年度以降に通級による指導の時間を設定し、2以上の年次にわたる授業時数を合算して単位の修得の認定を行うことができる。また、単位の修得の認定を学期の区分ごとに行うことができる。

[高等学校学習指導要領(平成30年告示)第1章総則第5款2(1)イ(イ)]より (下線は作成者による)

単位の認定については、個別の指導計画に設定された目標に基づき、1単位として計算する標準の単位時間(35単位時間)の通級による指導を受けた場合に1単位の履修が認定され、その目標が達成されたと校長が判断した場合には、単位の修得が認定されます。

通級による指導はどの年次においても開始できますが、高等学校学習指導要領には、「各年次ごとに当該学校の単位を修得したことを認定することを原則とする」とあります。

通級による指導を開始する時期については、対象となる生徒を判断する過程や、合意形成のための期間を想定しながら検討していく必要があります。

※ 他校通級の単位の認定については、以下のようになっています。

他校通級の場合も、障害に応じた特別の指導に係る特別の教育課程の編成は、生徒の在籍校の校長が行うものであること、在籍校での当該生徒の様子の変容や成長も踏まえて通級による指導の成果を評価する必要があること等に鑑み、生徒が在籍する学校の校長が、障害に応じた特別の指導に係る単位の修得を認定することとされています。これらのことから、他校通級が行われる学校においては、通級による指導の記録を作成するとともに、生徒が在籍する学校に対してその写しを提供することが必要になります。

[「改訂第3版 障害に応じた通級による指導の手引」平成30年 文部科学省]より